

## 2. 基本目標

### 基本目標 1. 男女平等の意識づくり

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を生かし、社会の様々な分野に参画することができる男女共同参画社会は、豊かで活力ある社会を築くために非常に重要なものとなります。このような社会を実現するため、家庭や地域などでの固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、だれもが男女共同参画について正しく認識できるよう、メディアや様々な機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

また、男女の人権が尊重される社会をつくるため、メディアにおける人権の尊重、ドメスティック・バイオレンス※4やセクシュアル・ハラスメント※5等の男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。

#### 重点課題 1 男女共同参画の啓発

##### 【現状と課題】

女性の社会進出が進み、様々な分野で活躍する女性も増えてきました。しかし、男女の役割を固定的に捉える人々の意識は、今なお社会に根強く残っている状況にあります。

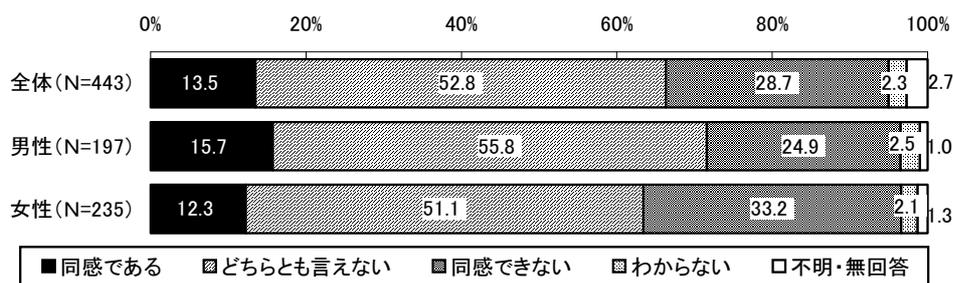
それは、市民意識調査において「男女平等の社会にするためにはどのようなことが必要か」という問に対して、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりをあらためること」が最も高くなっていることから伺えます。また、「男は仕事、女は家庭という考え方についてどう思うか」という問では、「どちらとも言えない」が5割を超えて最も高くなっていますが、男女別では、「同感である」は男性が女性より高く、「同感できない」は、女性が男性より高くなっており、男性の方が固定的な性別役割分担意識が高いことが分かります。

また、女性は共働きの場合、仕事をしながら家事の大部分を担っている現実があります。変化する意識や考え方がある中で、根強く変わらない意識に捉われることが、結果として、男女それぞれの活動の広がりや難しさを難しくしてしまうおそれがあり、一人ひとりの個性と能力の発揮を妨げることにもつながりかねません。

このような意識は、長い時間の中で形づくられてきたものであり、時代と共に変わりつつあるものの、即座に払拭することは難しいことから、市民が男女共同参画に関する認識を深められるよう、広報、啓発活動を継続して実施していく必要があります。

※この計画書の中の「市民意識調査」とは、平成20年（2008年）3月に実施した「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査報告書」を指します。

Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



## 施策の方向

### (1) 広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが性別にかかわらず、互いの個性や意思を尊重する意識づくりが重要です。そのため、メディアや様々な機会を通して男女共同参画を進めるための広報・啓発活動を行います。

具体的施策	施策の内容
1 多様な媒体を利用した情報提供	・広報誌、CATV、お知らせ版等、多様な媒体を利用し、男女共同参画推進の視点に立った制度、慣行の見直しについての広報、啓発を行います。
2 講演会・講座等の開催	・男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間(毎年6月23日から6月29日までの一週間)に合わせて、フォーラムや講演会等を開催します。

### (2) 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供

国や府が進める男女共同参画の進捗状況を把握し、調査・研究を進めるとともに、国や府、周辺市町村や民間団体など、男女共同参画に関して積極的に取り組んでいる活動の情報や資料を収集し、市民への提供に努めます。

具体的施策	施策の内容
3 男女共同参画に関する調査・研究	・男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取組状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。
4 男女共同参画に関する情報の収集・提供	・国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物等を収集し、市民への提供に努めます。

## 重点課題2 男女共同参画に関する学習

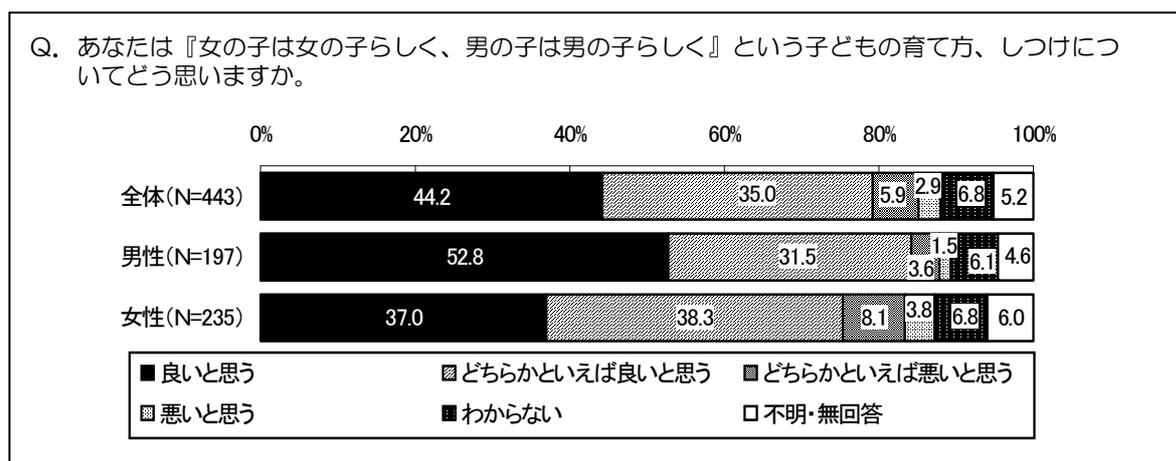
### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の必要性を正しく認識し、思いやりと自立の意識をはぐくむことが不可欠です。このような意識を養い育てるためには、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、それぞれの分野で男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

特に、学校教育においては、一人ひとりの人権を尊重し、相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育活動を進めることが大切となります。

学校教育とともに、家庭・地域における教育も、子どもたちの意識の形成に大きな影響を及ぼします。女だから、男だからといった性別を意識したものの見方や考え方は、幼児期からの生活習慣の中で無意識のうちに身についていきます。市民意識調査では、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」という子どもの育て方を肯定する意見が8割となっており、依然として固定的な性別役割分担意識につながる考え方が根深いことが伺えます。

将来の社会を担う子どもたちが、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性をはぐくむことのできるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりに力を入れていくことが求められています。



## 施策の方向

### (1) 学校等における男女共同参画に関する教育の充実

男女平等意識を高め、男女が共に参画する社会を形成するため、学校教育をはじめとするあらゆる教育活動を通して、幼児・児童・生徒に対し、人権尊重の意識や男女平等意識をはぐくむための教育を推進します。

具体的施策	施策の内容
5 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進	・「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、教育活動全体において道徳教育や人権教育を行うことを焦点化し、努力点として位置付けており、これに基づく教育活動を計画的に推進します。
6 男女共同参画教育の推進	・学校での日常的な教育活動や、計画的な人権教育・道徳教育を通して、自他を尊重し、互いの特性を認め合う心豊かな学校生活の充実に努めており、「人権学習資料」「道徳資料」の活用や、日常の学校活動を通じて推進を図ります。
7 性別に捉われない進路・生徒指導の推進	・望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取組であるキャリア教育（職場体験活動等の実施）を通じた進路指導や、児童生徒のよりよい人間関係の育成のための学級集団づくりなど、よりよい人格形成を促がす生徒指導に努めており、このような教育活動を継続して推進します。

### (2) 家庭における教育の推進

親の行動や生活習慣が子どもの意識に大きな影響を与えることから、子どもが性別に捉われずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、様々な機会を捉えて家庭における男女平等教育の推進に努めます。

具体的施策	施策の内容
8 家庭における学習の推進	・各種講座等を開催し、家庭における男女共同参画の意識を深め、家庭の健全な発展と安定に努めます。

## 重点課題3 男女の人権の尊重

### 【現状と課題】

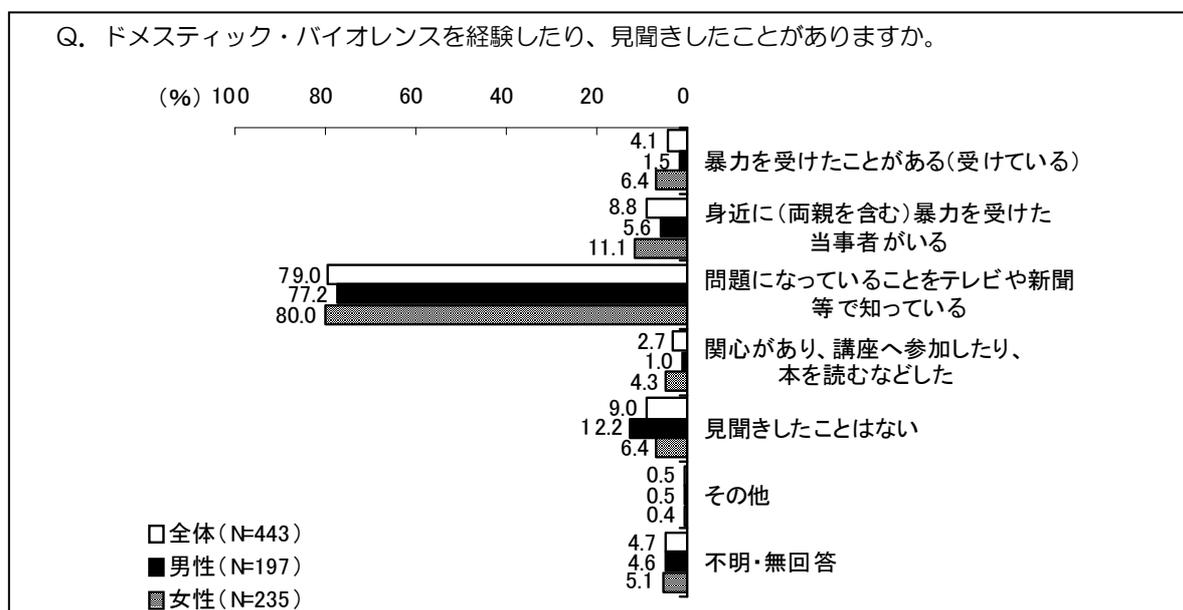
男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。

しかし、地域社会における慣行やしきたりの中には、性別を理由とした差別的な取り扱い等、いまだに女性に対する差別が根強く残っており、男女共同参画社会に向けた取組を進めていく上で大きな阻害要因となっています。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の人権を侵害する行為も大きな社会問題となっています。

市民意識調査によると、女性の6.4%が配偶者からの暴力を受けた経験があると回答しています。また、セクシュアル・ハラスメントに関しても、同調査において女性の12.3%に被害経験があります。配偶者等からの暴力は、社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えられやすく、被害が潜在化することが多くなっていましたが、近年では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※6」などの法整備により、人々の意識の面でも理解が進みつつあります。性を人間の尊厳にかかわる基本的人権の問題として捉え、男女がお互いの人権を尊重し、平等な人間関係を形成できるよう意識啓発を行うとともに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の行為は人権侵害であるという認識を広め、男女間のあらゆる暴力の防止に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

また、近年、高度情報化が進展する中で、新聞・図書・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に非常に大きな影響を与えています。固定的な性別による役割分担を前提とした表現、あるいは女性の身体的・性的側面だけを強調した表現、暴力を肯定した表現などがメディアによってもたらされる状況も見受けられます。

このような環境の中で、メディアから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、時には批判的な視点を持って読み解き、自分で使いこなす能力の向上が求められています。



## 施策の方向

### (1) お互いを認め、尊重できる社会意識の醸成

性別による差別的な取り扱いやドメスティック・バイオレンス等の男女間の暴力は人権侵害であるという認識を広め、あらゆる男女の差別と暴力を許さない社会をつくっていくために、啓発活動などによる意識づくりや相談体制の充実に努めます。

具体的施策	施策の内容
9 人権啓発の取組	・人権啓発の取組として、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や啓発イベントを開催します。
10 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者に対する支援	・ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、啓発を行うとともに、地域の民生児童委員等と連携して被害者の早期発見と未然防止に努めます。 ・被害者が相談しやすくするため、相談体制を充実して相談窓口の周知を行うとともに、婦人相談所や警察等、関係機関との連携を図り、被害者の救済に努めます。
11 セクシュアル・ハラスメントの防止と相談支援体制の充実	・職場等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。 ・人権問題に対応する相談機関においてセクシュアル・ハラスメントに関する相談を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

### (2) メディアにおける人権尊重

市の発信する情報が人権の尊重、男女平等の視点に立っているかを点検するとともに、市民に対しては情報を主体的に読み取る能力（メディアリテラシー※7）をはぐくむための支援を行います。

具体的施策	施策の内容
12 男女共同参画を進めるための表現の浸透	・公的機関の発行する刊行物が男女共同参画の視点から、適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。
13 メディアを正しく読み解く力の養成	・市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うための学習機会の提供に努めます。